

新しい風ニュース NO 215

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻252)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2009年11月14日

HP ⇒ <http://gifu.kemin.net/teramachi/> メール ⇒ tera@ccy.ne.jp

毎日、千数百のアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち」で検索するのが一番はやい

ポスター代水増し事件／ 辞職しない議員に2回目の不起訴不当議決

出張中の10月28日の夜、報道機関から私の携帯に電話がありました。「ポスターの水増し問題で検察審査会が2回目の不起訴不当を議決しました。コメントをください」と。

山県市議会議員選挙でのポスターの水増し問題は、今年2009年3月末に検察庁が再度の不起訴を決定。その時、検事が説明した不起訴の理由は次の趣旨だという報道でした。

- ① 山県市の被害金が弁償されている
- ② 私的な詐取行為ではなく、選挙費用の負担軽減
- ③ 犯行は場当たりの計画性も認められない
- ④ 事件発覚後の別の選挙で当選しており、民意を尊重すべき

しかし、市民の受け止めや事実関係は次のようです。

- ◎ 「お金を返したら済み」が通用すれば、犯罪はなくならい。不公平だ
- ◎ ポスター代水増しが秘密裏に行われたのは2004年4月の山県市議選だ
- ◎ 2007年4月の県議選のときも秘密にされて「有権者は、だまされた！」
- ◎ 2007年6月の県警の捜査開始の報道で「水増し」が初めて社会に知れた
- ◎ 2008年4月の市議選は「無投票」だったので有権者の信任は得ていない

私たちは、5月から始まる裁判員裁判、その流れや動きがまとまってからの方が「分かりやすい」だろうと、7月まで待って、再度の検察審査会への申し立てを提出しました。

とはいうものの、今回、7月の申し立てからたった「3ヶ月」で「再度」の「不起訴不当」の議決が出るとは思っていませんでした。その検察審査会の決定の内容(裏面に紹介)は、検察の間違いをズバリと指摘し、不起訴の再考が要求されています。それは、同時に、辞職していない当事者への「岐阜県民から選ばれた審査会委員」としての強烈な批判です。

全国初の選挙ポスター代詐欺事件として醜態をさらし、いまだに辞職せず、しかも県民や市民の税金から高給を得る県議(月額80万円)や市議(月額32万円)(年間ボーナス県議約450万円、市議約140万円)に、なお、怒りの声は続きます。あなたは・・・

今回は「市民による評決」として検察審査会が決定したポスター代水増し事件特集です。

平成21年岐阜検索審査会審査事件(申立)第5,6号

申立書記載罪名 詐欺 検察官裁定罪名 同上 検察審査会認定罪名 同上

議 決 年 月 日 平成21年10月23日

審査申立人 (氏名) 寺 町 知 正 (ほか2名)

被疑者(第5号) (氏名) 横 山 善 道

同 (第6号) (氏名) 宮 田 軍 作

不起訴処分をした検察官 (官職氏名) 岐阜地方検察庁 検察官検事 石崎功二

上記被疑者らに対する詐欺被疑事件(岐阜地検平成20年検第101860,同101861号)につき,平成21年3月31日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し,当検察審査会は,上記申立人らの申立てにより審査を行い,次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は不当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者横山善道及び同宮田軍作は,平成16年4月18日に執行された岐阜県山県市議会議員選挙の候補者であるが,「山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」に基づく選挙公営制度により,山県市から選挙運動用ポスター費用が支給されることを利用して,選挙運動用ポスター費用名下に金員を詐取することを企て,

(1)被疑者横山は,同月22日,山県市役所総務課において,同課職員に対し,選挙運動用ポスターの真実の請求金額が84,000円であるにもかかわらず,請求金額欄に「368,550円」等と不正に水増しした金額を記載したポスターの作成を業とするヨツハシ株式会社代表取締役四橋英児名の請求書を提出し,同職員をして,同請求書に記載の請求金額が正規の請求金額であると誤信させ,同年5月13日,ヨツハシ名義の当座預金口座に368,550円を振入金させ,もって人を欺いて財物を交付させ

(2)被疑者宮田は,ほか1名と共謀の上,同年4月27日,市役所総務課において,同課職員に対し,選挙運動用ポスターの真実の請求金額が106,313円であるにもかかわらず,請求金額欄に「368,550円」等と不正に水増しした金額を記載したポスターの作成を業とする浅野収司名の請求書を提出し,同職員をして,同請求書に記載の請求金額が正規の請求金額であると誤信させ,同年5月13日,上記浅野収司名義の普通預金口座に368,550円を振入金させ,もって人を欺いて財物を交付させ

たものである。

2 検察審査会の判断

本件不起訴記録、審査申立書及びその添付書類等を精査し、慎重に審査した結果、本件不起訴処分を不当とする理由は、次のとおりである。

(1) 本件犯行が当選後に行われたということは、被疑者らは、市議会議員という自治体の代表者として、本来なら、一層、襟を正して市民の付託に応える立場になったのであるから、一般市民以上に高い倫理観が求められる。従って、本件選挙ポスター公営制度の運用について、山県市側に相応の落ち度があったとしても、選挙運動に要した費用を抑えようという動機自体、市民感情から言って、山県市に対し被害弁償済みとはいっても、余りにも公金意識をみじんも感じない悪質なものとして、酌量の余地は全くない。

(2) 被疑者横山が当選した平成19年4月22日施行の岐阜県議会議員選挙は、本件ポスター水増し事件が初めて社会に周知された同年6月以降より前に施行されたものであり、また、被疑者宮田の当選は、平成20年4月に施行された山県市議会議員選挙における無投票当選であった。

従って、上記の事実からして、果たして、検察官の主張する地域住民の選挙という民主主義的プロセスを経て選任されたものにあたるとは、到底言えない。

以上により、本件起訴猶予の裁定は、寛大にすぎるので、到底納得できない。再捜査、再検討の上、被疑者らの刑事責任を厳しく追及されるよう、上記趣旨のとおり議決する。

平成21年10月23日 岐阜検察審査会

2009. 10. 29
読売新聞

不起訴不当2度目
検察審査会が議決
ポスター水増し事件
2004年の山県市議選
で当選した市議らがポスタ
ー製作費を水増し請求して
いた事件で、詐欺容疑で書
類送検された市議と県議に
転じた元市議2人を不起訴
とした岐阜地検の処分につ
いて、岐阜検察審査会は2
度目の不起訴不当を議決し
た。議決は10月23日付。
同地検は07年12月、市議
や印刷業者ら14人を起訴猶
予など不起訴処分とした。
これに対し、寺町知正市議
らが昨年1月、審査会に不
服を申し立て、同年6月、
1度目の不起訴不当議決が
なされた。岐阜地検は議決
を受け、今年3月31日に改
めて不起訴処分(起訴猶予)
決定をしていた。

2009. 10. 29
朝日新聞

選挙ポスター代水増し
再度「不起訴不当」
検察審査会が議決
「公金意識をみじんも感じ
ない、悪質なもの」。04
年の山県市議選でポスター代
を水増ししたとされる事件
で、岐阜検察審査会は、市議
ら2人を再び「不起訴不当」
とした。問題を追及してきた
寺町知正市議は「市民の目線
で判断し、感謝したい。岐阜
地検は重く受け止め、起訴し
てほしい」と話した。
同審査会は議決の理由につ
いて、2人が水増し分を弁償
したが、選挙運動の費用を抑
えようという動機は悪質▽事
件後とはいえ、無投票で当選
したり、事件が広く知られる
前に当選したりしている―
とした。
地検の石崎功二次席は「議
決を踏まえてさらに捜査を
尽くし、検討の上、適切に
対処したい」とコメントし
た。